

要件	内容										
<p>■垂水市企業等立地促進条例</p> <p><対象業種> 対象業種の指定なし</p> <p><交付要件> 事業所を新增設し，新規地元雇用者増が3人以上</p>	<p>① 事業所の新設若しくは増設に要した土地，建物，機械等の取得額に1/10を乗じて得た額。ただし，3年分割で交付する。</p> <p>・限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>3人以上10人未満</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上20人未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>20人以上30人未満</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>30人以上40人未満</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>40人以上</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table> <p>※ ただし事業所設置に対する補助金と雇用に対する補助金の合計額が800万円以下の場合は一括交付</p> <p>② 増加する新規地元雇用者1人につき20万円 ただし，3年分割で交付する。</p> <p>・限度額 1,000万円</p>	3人以上10人未満	1,000万円	10人以上20人未満	2,000万円	20人以上30人未満	3,000万円	30人以上40人未満	4,000万円	40人以上	5,000万円
3人以上10人未満	1,000万円										
10人以上20人未満	2,000万円										
20人以上30人未満	3,000万円										
30人以上40人未満	4,000万円										
40人以上	5,000万円										